

## 令和6年度中央市女性デジタル人材育成・就労支援業務委託 仕様書

### 1. 委託名

令和6年度中央市女性デジタル人材育成・就労支援業務委託

### 2. 業務の目的

本業務では、本市在住の離職中の女性や、結婚、出産、育児、介護等により就労に時間的・場所的制約がある女性を対象に幅広く社会で活躍する能力を開発するため、国が策定した『女性デジタル人材育成プラン』に基づくデジタル分野のスキルを持った人材を育成し、かつ、自らが希望する働き方につながる就業や起業の支援を行うことで多くの女性が活躍できる機会を創出することを目的とする。

### 3. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 4. 委託上限金額

4,741,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5. 業務内容

業務内容は下記を想定しており、具体的な内容については提案事項とする。

#### (1) デジタル人材モデルの設定

育成するデジタル人材の設定、設定した人材に必要なスキル及び対象の設定

#### (2) 参加者の募集・受付・管理

参加者の募集、受付及び管理の実施

※定員は15～20人程度を想定しているが、事業の費用対効果等を踏まえ、最も効果的な人数を提案すること。

#### (3) 人材育成業務の実施（セミナー等6回程度）

(1)にて設定したデジタル人材モデルの育成に要する業務実施

#### (4) 就業・起業の支援

参加者の就業もしくは起業に対する支援の実施（就労・起業支援会の開催等）

#### (5) 事業内容の検証・課題の整理

(1)から(4)に対する実施内容及び効果の分析と課題の整理

#### (6) 参加者の個別サポート

参加者に対する個別サポートの実施

#### (7) 業務報告書等の作成

(5)を踏まえ、次年度以降の改善提案を含めた事業報告書の作成

## [共通事項]

- ・『女性デジタル人材育成プラン』に基づき、社会で必要とされるデジタル人材を把握し業務を実施すること。
- ・業務に必要となるものはすべて受託者で手配、管理すること。
- ・参加者の受講費はすべて無料とする。
- ・対象者は、原則として中央市在住の女性とする。
- ・セミナー等実施する場合に使用するソフトウェアは原則、無償のものとし、参加者に金銭負担をかけないこと。

## 6. 業務の実施体制

受託者は、業務を円滑に進めるため、必要かつ適切な人員配置を行い、委託者と緊密に連携を取りながら、業務を進めることとする。

## 7. 成果品及び納入場所

本業務報告書 紙媒体 2部及び電子媒体 1部

提出場所 中央市役所未来戦略部 企画課（中央市臼井阿原 301番地1）

## 8. 委託料の支払い条件

完了払いとし、発注者は受託者から提出された報告書により、業務の執行を確認した後、受託者からの請求に基づき、支払いを行う。

## 9. 個人情報保護

本業務を通じて取り扱う個人情報については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び中央市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年中央市条例第18号）に基づき、適正に取り扱うこと。また、受託者は本業務を履行する上で個人情報の漏えい等、安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のための必要な措置を講ずるとともに、市に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。

## 10. その他

- (1) 本事業は地域女性活躍推進交付金を活用して実施する事業であるため、関連する法令等を十分理解し、適切に実施すること。
- (2) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、市担当者の求めに応じて報告を行うものとする。
- (3) 業務の目的を達成するために、市担当者は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うものとし、受託者は協議の上で、この指示に従うものとする。

- (4) 受託者は、業務上知り得た情報について、許可なく外部に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (5) 業務の目的を達成するために、その他、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じた際には、双方協議の上決定する。